



3. 基本方針と施策展開

(1) 基本方針

市の将来像である『歴史から未来へ ときめきの都市・足利』を目指し、「次代への『みどりの贈りもの』づくり」を計画テーマに次の基本方針を設定し、このもとで具体的な施策を開します。

①ふるさとの美しい緑を次代に引き継ぐ……………緑地の保全・活用

長い年月をかけて培われてきた歴史文化の背景をなす、ふるさとの優れた緑を積極的にまもり育て、次代に引き継ぐとともに、恵まれた自然環境を豊かな暮らしに活かしていきます。

②身近な暮らしの場に緑や水とふれあう空間を創り出す……………緑地の整備・創出

安全で快適な暮らしを支え、子どもから高齢者まで誰もが気軽に利用でき、休息や余暇活動など市民の多様な要望に応えることのできる緑や水のオープンスペースを計画的に整備・創出します。

③花と緑に包まれた魅力的なまちづくりを進める……………緑化の推進

花や緑と身近にふれあうことができ、質の高い暮らしや由緒ある歴史文化を演出する魅力的なまちづくりに積極的に取り組みます。

④緑のまちづくりをみんなで実現するためのしくみを充実させる………推進体制の充実

緑を通じて市民と行政の相互交流・理解を深めるとともに、市民・事業者の自主的・主体的な活動と行政の積極的な支援による、緑あふれるまちづくりを実現するため、だれもが参加できるしくみの充実を図ります。



(2) 施策の展開方向

本市の将来像実現に向けた4つの基本方針のもと、次に示す基本施策を展開します。

①ふるさとの美しい緑を次代に引き継ぐ

■森林・樹林地の保全・活用

北部の山地の緑地については、都市の骨格を形成し、市街地の背景となって自然の豊かさを演出する緑であるだけでなく、水源かん養や土砂流出を防備するなど公益的な機能を有し、野生生物の生息地としても重要であることから、その保全を図るとともに、自然体験や環境学習、レクリエーションの場としての活用を図ります。

足利学校・鎌阿寺をはじめとする市街地及びその周辺に残る社寺林や平地林、屋敷林は、良好な都市環境を形成する上で欠くことのできないものであるため、都市的開発の適正な誘導のもとで保全に努め、また身近な緑としての活用を図ります。

■水辺の保全・活用

市街地を流れる渡良瀬川や松田川等の中小河川については、水鳥や水生生物等の生息地でもあるため、水域環境の改善などによりビオトープの保全・再生を図ります。特に渡良瀬川については、重要な景観軸であることから、その良好な水辺空間の保全・整備に配慮します。

また、スポーツ・レクリエーションの場、水とのふれあいの場として活用するため、親水性の向上などその機能の充実を図ります。

■農地の保全・活用

南部を中心に広がる農地は、農業生産の場、良好な都市環境の維持や災害の防備等多面的な機能に着目しながら、優良農地の保全を図るとともに、貸し農園など農業体験を通じた地域交流の拠点としての活用を図ります。

また、里山や農地、集落が一体となったふるさとを感じさせる田園風景の維持・保全に努めます。

②身近な暮らしの場に緑や水とふれあう空間を創り出す

■身近な公園・緑地の整備充実

市民の暮らしに密着した身近な公園については、子どもや高齢者等の利用にも配慮した適切な配置に努めるとともに、多様化する市民の要望に対応したきめ細かな公園づくりを推進します。

また延焼防止、地区の防災拠点、環境学習の場など、公園の多面的な活用に留意しながら、計画段階で市民の意向が反映され、維持管理面でも協力が得られるよう、「市民参加による公園づくり」を積極的に推進します。

■都市の魅力や機能を高める拠点的な公園・緑地の整備

都市の拠点となる公園・緑地については、既設公園の機能充実を図るほか、本市の歴史文化、自然環境、景観などを活かしながら、個性や特色ある大規模な公園・緑地の新設を図ります。その際には、渡良瀬川によって市域が南北に分断される本市の特性を踏まえ、利用のしやすさや配置のバランスに配慮することとします。

また、都市の防災性を高める観点から、広域避難場所としての機能を有する公園や主要な幹線道路における街路樹の整備等を推進します。

■水と緑のネットワークの形成

道路、河川、歩行者等の優先道路などの整備を進め、公園・緑地間相互やこれらと市街地との間を有機的に結びつける水と緑のネットワークの形成を図ります。

③花と緑に包まれた魅力的なまちづくりを進める

■道路・河川の緑化推進

道路景観の向上、災害時の避難路確保など都市の防災性を高める視点から、計画的かつ積極的な道路緑化に努めます。特に市の主軸をなす道路については、地区の特色や個性を発揮するような樹木や花などを選定し、市民に親しまれる道路づくりを推進します。

また、道路の幅員構成から植樹帯等の設置が困難な場合など、道路の種別や沿道の特性に応じ、沿道住民等の参加と協力のもとでプランター等による花壇づくりを進めます。

河川については、その機能の保持に配慮しながら河畔林の保全や散策路の整備などを推進します。

■公共公益施設の緑化推進

庁舎、学校、鉄道駅など市民が身近に利用する機会の多い公共公益施設については、都市全体の緑化の先導役となるよう、積極的な緑化に努めます。

都市公園については国の緑化面積率基準の確保を目標に、花の名所づくりやビオトープの形成、防災性の向上などに配慮した樹種を選定するなど、地区の拠点として特徴のある緑化を推進します。

■民有地の緑化促進

住宅地や商店街・事務所などにおいては、生垣化や市民相互の協定づくりなどを進めるとともに、市民や事業者による軒先や窓辺、玄関回りでのプランターなどによる花づくりなど、余地に応じた工夫による緑化を奨励します。

工場においては、自然の豊かな本市の景観に調和するよう、修景に配慮するとともに、公害防止や都市防災に配慮した緑化を事業者に要請します。

■緑化重点地区におけるモデル事業の推進

緑化重点地区においては、花と緑に包まれた魅力あるまちづくりを先導し、市民の関心と緑化意識の高揚につながるモデル事業を推進します。

④緑のまちづくりをみんなで実現するためのしくみを充実させる

■市民の手による活動の促進

四季折々の花を植えたプランターなどで各家庭を美しく飾る運動を継続的に展開するとともに、ボランティアなどによる緑化運動を支援するなど、『花のまち足利づくり』の実現に向けた市民の自主的・主体的な活動を促します。

■市民参加のしくみづくり

緑のまちづくりを先導するリーダーの育成やボランティアの組織化と各種団体の育成などにより、緑化活動に市民が主体的に参加し、市民の意向が緑のまちづくりに反映されるしくみづくりを進めます。



■緑の普及啓発の推進

緑化に関する催しの開催、学校教育や生涯学習の場における環境学習の推進、緑の講習会・園芸教室の実施、表彰制度の導入、広報誌などによる積極的な情報提供など、これまでの取組の充実、新規施策の展開などを通じ、緑化に対する関心や意識を高める普及啓発活動を推進します。

■市民主体のまちづくりへの支援

緑化推進のための基金の充実や、民有の樹林地保全を支援するための制度の導入など、市民の主体的な緑化活動、緑のまちづくり活動に対する支援策の充実を図ります。

また、既存法の積極的な運用や市独自の制度化を検討するとともに、行政内の推進体制の整備を図ります。

■市民・事業者・行政の役割分担と連携

緑のまちづくりには市民・事業者・行政による協働が不可欠であるため、適切な役割分担と相互の密接な連携による取り組みを進めます。

(3) 施策の体系

基本方針や施策展開の方向に基づく、施策の体系は次に示すとおりです。

